

7 住民監査請求に基づく監査

都民から、執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などの財務会計上の行為について監査の請求がなされたものについて監査しました。

平成 21 年は、32 件の請求がありました。このうち、地方自治法に定められている住民監査請求の要件を備えていると認められた 1 件について監査を実施し、請求人の主張に理由がないとして棄却しました。

住民監査請求には、対象となる行為が定められているほか、請求できる期間に制限があるものがあります。

【住民監査請求に関するお問合せ】

東京都 監査事務局 総務課 調査係

電話 03(5320)7015 直通

FAX 03(5388)1765

住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

都庁第一本庁舎北塔 40 階

住民監査請求事務の流れについては、
22 ページをご覧ください。

